

議 会 運 営 委 員 会

平成25年9月19日（木）

◎ 開 議 の 宣 告 （午後 1時30分）

○委員長（小泉勇一） ただいまより議会運営委員会の会議を開きます。

国本委員から欠席する旨の連絡がありました。かわりまして小久保議員に出席をいただいております。したがって、出席委員数は6名であります。

本日の議題は、お配りしたとおりであります。

今定例会の追加議案が提出されましたので、副市長から提案理由の説明を求めます。

○副市長（疋田 洋） それでは、決算認定の案件について簡潔に提案説明をいたしたいと思っております。

認定第2号 平成24年度伊達市一般会計歳入歳出決算から認定第9号 平成24年度伊達市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算までの8案件につきましては、いずれも平成24年度の各会計の決算でございます。これらにつきましては、監査委員の審査に付し、別冊のとおり決算審査意見書を添付し、地方自治法の規定により議会の認定をいただきたく提案するものでございます。決算の詳細内容につきましては、別冊の平成24年度決算資料に記載してございます。この資料は、地方自治法の規定により主要な施策の成果等を報告するものでございます。

以上で認定に係る提案説明を終わります。

次に、報告第2号 健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明いたします。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成24年度決算に基づく本市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率をまとめた健全化判断比率並びに下水道特別会計及び簡易水道特別会計の資金不足比率を議会に報告するものであります。なお、報告に際しましては、監査委員の健全化判断比率等の審査意見書のとおりとなっております。本市においては、健全化判断比率の4指標及び資金不足比率ともに法が適用される基準には達してございません。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（小泉勇一） ただいまの説明のとおりであります。

質疑、ご意見等ありましたら出していただきたいと思っております。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉勇一） ないものと認めます。

それでは、議案の取り扱いについて説明を求めます。

○事務局長（村田 修） （2）の議案の取り扱い案ではありますが、書類番号1をお開き願いたいと思っております。市長提出の追加8案件と報告1案件の計9案件の取り扱いとなります。付議事件名、根拠法等は記載のとおりであります。議決要件ではありますが、認定8案件は過半数、報告1案件は受理ということになります。次に、付託予定委員会ではありますが、記載のとおり認定第2号から認定第9号までは予算決算常任委員会に付託したいと考えております。上程の可否については、法的

要件が整っておりますので、可であります。

以上です。

○委員長（小泉勇一） ただいま説明のとおりであります。

何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉勇一） ないものと認めます。

それでは、3番目の予算決算常任委員会の開催についてを議題といたします。

説明を求めます。

○事務局長（村田 修） （3）の予算決算常任委員会の開催についてであります。予算決算常任委員会となって初の決算審査となりますので、その手続及び日程について総務議事係長から説明をさせていただきます。

○総務議事係長（高橋正人） それでは、ご説明をさせていただきます。

ご案内のとおり、平成25年の折り返しから予算決算常任委員会が設置されまして、決算審査につきましても議会選出の監査委員を除く全議員で構成する同委員会に付託しまして審査することとなりました。昨年までの特別委員会との違いにつきましては、常任委員会が設置されているということで定例会会期中に審査が議了、すなわち審査が終了しないという場合につきましては伊達市会議規則第108条により委員長から議長に閉会中継続審査の申し出をしなければならないということでございます。今定例会におきましては、最終日に追加議案として一般会計、特別会計の各24年度決算の議案が上程されるため、最終日だけでは十分な審査ができないということでございますので、本会議休会中に閉会中の継続審査の申し出を行うことについての予算決算常任委員会、これを暫休中に開催をいたしまして、そちらに諮って本会議再開後に閉会中継続審査の申し出を行うという流れにはいかがかと存じます。今回移行期というか、初めての予算決算常任委員会でございますので、次年度からは何とか決算の議案を早目に上程させまして、このようなことがないような形にしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと存じます。

なお、日程につきましては、レジユメに記載のとおり9月30日の月曜日午前10時から一般会計決算審査、10月1日同じく午前10時から一般会計の決算審査、10月2日水曜日午前10時から特別会計決算審査で、いずれも議場としてはいかがかと存じます。

以上でございます。

○委員長（小泉勇一） ただいま説明のとおりであります。

ご意見、質疑等があれば出していただきたいと思っております。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉勇一） ないものと認めます。

それでは、以上のような日程で予算決算常任委員会を行いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。追って最終日にこれは本会議に提案されます。

第2の議長諮問について、各会派の意向をお伺いをいたしたいと思っております。

書類番号2番の広報特別委員会の常任委員会化について、各会派の意向をお尋ねいたしたいと思

います。

市民クラブさん。

○委員（阿部正明） この常任委員会につきましては、私どもの会派、再三にわたりまして協議をいたしまして、賛成という立場に立たさせていただきました。

○委員長（小泉勇一） 新政クラブさん。

○委員（吉村俊幸） これにつきましては、会派としては諮問どおりでよからうということになりました。

○委員長（小泉勇一） 市民21さん。

○小久保重孝君 これにつきましては、賛成という立場です。

○委員長（小泉勇一） 公明党さん。

○委員（大光 巖） 同じく賛成でございます。

○委員長（小泉勇一） 全会派賛成でございますので、諮問案のとおり答申することといたしたいと思えます。

それでは、2番目の議会運営委員会における全会一致の原則の見直しについてを議題といたします。

今の順番でやっていいですよ。市民クラブさん。

○委員（阿部正明） この全会一致につきましても本当再三にわたり会派の中でいろいろ協議、審議いたしましたけれども、賛成という立場です。

○委員長（小泉勇一） 新政クラブさん。

○委員（吉村俊幸） これにつきましても慎重に審議いたしましたが、これは過去からも会派で協議していただいた経緯がありました。議会制民主主義の上から考えましても至極当然なことでありまして、諮問のとおり賛成をします。

○委員長（小泉勇一） 市民21さん。

○小久保重孝君 うちの会派も異論というか、いろんな意見があったのですが、考え方としては全会派一致では議会改革が進まないというところもありますので、そういう立場の中では賛成ということでございます。ただ、会派がもしふえた場合ですとか、またその会派の構成人数に隔たりがある中でどう公平性を保つのかという点は、やっぱりちょっとなかなか答えが出なかったのは事実です。ただ、議長から諮問されているところの趣旨はよくわかりますので、まずはそういうとにかく進めていくという中で、その状況に応じてまた見直しもしていくという考え方です。

○委員長（小泉勇一） 基本的には、今回は可、この諮問案のとおりで賛成ということで。

公明党さん。

○委員（大光 巖） 全会一致については、せっかくですからちょっとお話をさせていただきますが、遅いぐらいだというふうに思います。議会を運営していく、そしてまた本会議にあって、全会一致でなければ本会議で否決される可能性があるということで全会一致をとってきたというふうに認識をしていますが、意見書もそうですが、当初はそうでした。それが3分の2ということになりまして、至極当然だなどというふうに思います。それで、憲法でさえ3分の2ということでもあります。

し、それから全会一致論で過去の事例の中にもありましたが、過半数以上賛成しているのに否決されるという、そういうことも現状のままでは起きる可能性があるということからして、全会一致の原則の見直しというのは至極当然であろうと。そういった中であって、これ3分の2ということに認識していいのかなというふうに思うのですが……

○委員長（小泉勇一） 今からそれ諮るつもりです。

○委員（大光 巖） ですから、この全会一致論につきましてはもう当然のことだというふうに思います。

○委員長（小泉勇一） 賛成ということで、それでお諮りしたいと思います。今図らずも大光委員から3分の2という言葉も出ましたけれども、これはこの諮問案については何も書かれておりませんけれども、先例集の見直しのときに明記しなければならないことだと思いますので、全会一致の原則を改正するというのであれば、3分の2がいいのか、あるいは4分の3がいいのか、過半数がいいのかといろいろあろうかと思えますけれども、3分の2ということで各会派異論ないでしょうか。お諮りいたします。ご異議ございませんか。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉勇一） 全会一致、いいようでございますので、3分の2ということで決定をしたいと思います。

続きまして、3番目の予算決算常任委員会における議長の常任委員辞退についてを議題といたします。

これも前回と同じように大きな会派の順番をお願いをしたいと思います。

市民クラブさん。

○委員（阿部正明） これは諮問どおりで賛成ということで。

○委員長（小泉勇一） 新政クラブさん。

○委員（吉村俊幸） このとおりで……。

○委員長（小泉勇一） 市民21さん。

○小久保重孝君 このとおりで結構です。

○委員長（小泉勇一） 公明党さん。

○委員（大光 巖） 諮問どおりでいいかと思いますが、この間議長はどこに。議長室で待機ということになるのですか。

○委員長（小泉勇一） そんなことはありません。ちょっと局長から説明をお願いいたします。

○事務局長（村田 修） 議長は、議員席ではなく、それなりの場所を確保したいと思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉勇一） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時46分）

開 議 （午後 1時47分）

○委員長（小泉勇一） それでは、会議を再開いたします。

議長が議場にいるというようなことで、議長の座る席もほぼ見えてきたようでございますので、全会一致で諮問案のとおり答申することに決定いたしたいと思ひます。

この3案件についてはよろしゅうございますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉勇一） このとおり決定いたします。

それでは、議長諮問事項の議会中継システム等の更新については継続に協議をしていきたいというふうに思ひます。

次回の委員会は、9月25日水曜日、全員協議会が終了した後に開催することといたしたいと思ひます。

以上でございますが、皆さんのほうから何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉勇一） ないようでございますので、これで議会運営委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午後 1時48分）